

課税ジュニア NISA 口座における制限事項

ジュニア NISA をご利用いただくにあたり、以下の制限事項をご確認ください。

制限事項
<p>当行での課税ジュニア NISA 口座は、払出制限のある通常貯金および投資信託口座（特定口座または一般口座）により構成されます。当行では、下記の通り入出金等の機能が制限されております。</p> <p><課税ジュニア NISA 口座></p> <ul style="list-style-type: none">① 機械払（キャッシュカード）の利用およびデビット機能の利用はできません。② 定額・定期貯金（担保定額・定期貯金、自動積立定額・定期貯金、満期一括受取型定期貯金、財産形成定額貯金等を含む）の預入はできません。③ 自動払込みの申し込みはできません。（クレジットカードの決済口座として利用できません）。④ 総合口座（振替貯金）への入金は口座名義人本人による窓口での入金（電信払込み）に限ります（預入、電信振替、大量振替、振込、自動送金、自動払出預入はできません）。⑤ 総合口座（振替貯金）からの出金は口座名義人本人および運用管理者による窓口での出金（電信現金払）に限ります（払戻し、電信振替、振込、自動振込、自動払出し、国際送金、自動送金、自動積立定額・定期貯金はできません）。⑥ 総合口座（振替貯金）の廃止はできません。⑦ 特定口座での国債の購入はできません（他行から当行への課税ジュニア NISA 口座への振替もできません）。⑧ 貯金および国債の担保貸付けはできません。

本表は作成日時点のものであり、今後変更される可能性があります。

20170104